

# 水道施設再構築基本構想策定業務委託

## 募集要項

平成27年4月

宇都宮市上下水道局

# 目 次

1	業務の名称	1
2	目的	1
3	プロポーザルの内容	
(1)	業務の内容	1
(2)	選定方法	1
(3)	公募方法	1
(4)	契約期間	1
(5)	企画提案上限額	1
(6)	本件プロポーザルに係るスケジュール	2
4	プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称, 所在地及び連絡先	
(1)	事務局	2
(2)	応募等に係る書類提出先	2
5	プロポーザル手続等において使用する言語, 通貨, 単位	
(1)	言語	2
(2)	通貨	2
(3)	単位	3
6	参加資格等	
(1)	参加資格	3
(2)	参加申請関係書類の提出	4
(3)	参加資格の審査結果発表	4
7	質問及び回答	
(1)	質問書の提出	5
(2)	質問書の回答	5
8	提案書等の提出	
(1)	提出書類	5
(2)	特定課題の内容	5
(3)	提出期間	6
(4)	提出方法	6
(5)	提出書類の形態及び部数	6
(6)	疑義の照会	6
(7)	提案のための費用負担	6
(8)	その他	6

9	第三者への再委託等について	7
10	提案等の審査方法及び審査結果	
(1)	評価項目	7
(2)	提案のプレゼンテーション	7
(3)	提案者の失格事項	8
(4)	提案等の審査結果発表	8
11	契 約	8
12	その他	8

## 1 業務の名称

水道施設再構築基本構想策定業務委託

## 2 目的

本市では、平成26年度に実施した水道管路更新基礎調査（以下、「基礎調査」という。）を踏まえて、宇都宮市水道事業の今後の施設整備と水道施設を再構築するための方針を定める「宇都宮市水道施設再構築基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定するとともに、本基本構想を踏まえて認可変更を行う予定であることから本業務を実施するものである。

## 3 プロポーザルの内容

### (1) 業務の内容

別途「水道施設再構築基本構想策定業務委託要求水準書」のとおり

### (2) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係る審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

### (3) 公募方法

宇都宮市上下水道局のホームページ

(<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/josuido/>)

に募集要項等を掲載し、提案を公募する。

### (4) 契約期間

契約締結日から平成28年3月10日まで

### (5) 企画提案上限額

53,384,400円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものである。

※この金額を超えて提案書が提出された場合は『失格』とし、提案内容の評価は行わない。

(6) 本件プロポーザルに係るスケジュール

内容	日時
公募の開始	平成27年 4月 2日(木)
質問書の受付期限	平成27年 4月 9日(木)午後5時まで
参加申請関係書類に関する質問書に対する回答	平成27年 4月13日(月)
参加申請関係書類の提出期限	平成27年 4月16日(木)午後5時まで
参加資格審査結果の通知	平成27年 4月21日(火)
提案書等に関する質問書に対する回答	平成27年 4月21日(火)
提案書の提出期限	平成27年 5月 7日(木)午後5時まで
提案書審査結果の通知	平成27年 6月 4日(木)

※ このスケジュールは、変更する場合がある。

4 プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

(1) 事務局

本委託に係る事務局は、次のとおりとする。

- ア 名称 宇都宮市上下水道局 水道管理課 計画グループ  
イ 所在地 〒320-8543 栃木県宇都宮市河原町1番41号  
ウ 連絡先 電話番号 028-633-1506  
電子メール [u4330@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u4330@city.utsunomiya.tochigi.jp)

(2) 応募等に係る書類提出先

質問書、参加申請書及び提案書等に係る書類の提出先は、次のとおりとする。

- ア 名称 宇都宮市上下水道局 企業総務課 管理契約グループ  
イ 所在地 〒320-8543 栃木県宇都宮市河原町1番41号  
ウ 連絡先 電話番号 028-633-3244  
電子メール [u4310@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u4310@city.utsunomiya.tochigi.jp)

5 プロポーザル手続等において使用する言語、通貨、単位

(1) 言語

日本語

(2) 通貨

日本国通貨

### (3) 単 位

日本の標準時及び計量法による

## 6 参加資格等

### (1) 参加資格

参加申請書の提出から契約候補者の決定までの間において下記の要件を満たしていること。

#### ア 会社要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (イ) 自治令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、手続開始の決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (エ) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加保留または入札参加停止期間中でないこと。
- (オ) 平成27・28年度宇都宮市入札参加資格者名簿に「土木関係建設コンサルタント業務」の業種で登録されている者。
- (カ) 平成22年4月以降に完了した、日本国内の給水人口20万人以上の水道事業を対象とした、本業務と類似した基本構想又は基本計画の策定等に係る業務の元請実績があること。
- (キ) 平成22年4月以降に完了した、日本国内の厚生労働大臣認可の水道事業を対象とした、認可申請（軽微な変更を含む）書作成業務の元請実績があること。

## イ 技術者要件

業務主任技術者及び照査技術者については、下記の資格を有するものを各1名、また、基本構想と認可申請のそれぞれの業務を担当する、担当技術者（基本構想策定業務）1名、担当技術者（認可申請書作成業務）1名を配置すること。

(7) 業務主任技術者：技術士（総合技術監理部門（上下水道）又は上下水道部門）又はRCCM（上水道及び工業用水道）の資格保有者

(4) 照査技術者：技術士（総合技術監理部門（上下水道）又は上下水道部門）又はRCCM（上水道及び工業用水道）の資格保有者

## (2) 参加申請関係書類の提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり「参加申請書」、「参加資格要件確認資料」、「実績要件確認資料」、「配置予定技術者要件確認資料」を提出しなければならない。

ア 提出書類 参加申請書（様式第1号）

参加資格要件確認資料（様式第2号）

実績要件確認資料（様式第3号）

※ 内容が証明できるものを添付すること

配置予定技術者要件確認資料（様式第4号）

※ 内容が証明できるものを添付すること

イ 提出期限 平成27年4月16日（木）午後5時まで

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 4(2)の提出先へ持参すること。郵送・電子メール等での提出は認めない。なお、提出時間は、宇都宮市上下水道局の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までとする。

## (3) 参加資格の審査結果発表

- ・ 審査結果については、平成27年4月21日（火）までに申請者に書面で通知する。
- ・ 失格となった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、宇都宮市上下水道局の閉庁日を含まない。）以内の各日午前9時から午後5時まで審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。なお、その回答は後日、文書により行うものとする。

## 7 質問及び回答

質問については、質問書を作成し提出すること。

### (1) 質問書の提出

- ア 提出書類 募集要項・要求水準書等に関する質問書（様式第5号）
- イ 提出期限 平成27年4月9日（木）午後5時まで
- ウ 提出方法 4(2)の提出先へ持参すること。郵送，電子メール等での提出は認めない。なお，提出時間は，宇都宮市上下水道局の閉庁日を除く，各日午前9時から午後5時までとする。

### (2) 質問書の回答

本市は，募集要項等に対する質問及び質問への回答を，参加申請関係書類に関するものは平成27年4月13日（月）までに，宇都宮市上下水道局のホームページで公表し，提案書等に関するものは平成27年4月21日（火）までに，質問者及び参加資格を有するもの全員にファクシミリにて送信する。

## 8 提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ・ 業務の実施方針（様式第6号）
- ・ 提案書（様式第7号）
- ・ 公的認証確認資料（様式第8号）
  - ※ 登録証の写しを添付すること
- ・ 配置予定技術者実績等確認書（様式第9号）
  - ※ 配置予定技術者の資格の写しを添付すること
- ・ 企業の関連業務実績（様式第10号）
  - ※ 関連業務実績の内容が証明できるものを添付すること
- ・ 見積書（様式第11号）
- ・ 第三者への再委託等に関する見積書等（様式自由）（該当する場合のみ）

### (2) 特定課題の内容

特定課題とする以下の4つのテーマについて，具体的な技術提案を提案書（様式第7号）に記述する（図表の使用は可）。

- テーマ1：合理的な水道施設再構築の検討内容及び手順に関する技術提案
- テーマ2：管路更新計画の検討内容及び手順に関する技術提案
- テーマ3：今市浄水場更新計画の検討内容及び手順に関する技術提案
- テーマ4：認可変更手続きの支援に関する提案

**(3) 提出期間**

平成27年 4月22日(水) 午前9時から  
平成27年 5月 7日(木) 午後5時まで

**(4) 提出方法**

提出する提案は1案とし、4(2)の提出先へ持参すること。郵送・電子メール等での提出は認めない。なお、提出時間は、宇都宮市上下水道局の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までとする。また、要求した内容以外の書類、図面等については受理しない場合がある。

**(5) 提出書類の形態及び部数**

- ア 提出書類(様式第6~11号)(紙媒体)・・・・・・・・・・・・・・15部  
(うち1部は未製本)
- イ 提出書類(様式第6~10号)の電子データ(CD-R)・・・・・・1部  
(Microsoft Word または PowerPoint で作成した電子データを提出すること)
- ウ 第三者への再委託等に関する見積書等(該当する場合のみ)・・・・15部

**(6) 疑義の照会**

期限までに提出のあった提案書について、後日、本市から疑義照会等を行うことがある。

**(7) 提案のための費用負担**

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

**(8) その他**

- ア 提案書等の取り扱い
  - ・ 提案書の提出後において、契約候補者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときはこの限りではない。
  - ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
  - ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

#### イ 著作権

- ・ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属されるが、提出された提案書は返却しない。
- ・ ただし、本市は、本業務の実施その他必要と認める用途に用いるために、選定事業者の提出書類を無償で使用することができる。また、本市は、その他応募者の提出書類を評価結果の公開のために一部を公表することができるが、無断でこれを他に使用することはできない。

#### ウ 秘密の厳守

- ・ 本プロポーザルへの参加により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### 9 第三者への再委託等について

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委託し、請け負わせようとするときは、できる限り本市内業者から選定するよう努めること。本市内業者に発注するときは、業務の内容及び人数、見積金額における本市内業者への再委託金額の割合等について、見積書等（様式自由）を別途作成すること。

各業務において、本市内居住者を雇用する場合も同様に、人数及び賃金額等について、見積書等（様式自由）を別途作成すること。

### 10 提案等の審査方法及び審査結果

#### (1) 評価項目

提案書等における評価項目は、以下のとおりとし、各項目について基準に基づき採点する。

- ・ 会社概要（公的認証・業務実績）
- ・ 業務実施体制（配置予定技術者）
- ・ 業務の実施方針
- ・ 提案内容（特定課題）
- ・ プレゼンテーション（ヒアリング）
- ・ 見積金額
- ・ 地域経済貢献度

#### (2) 提案のプレゼンテーション

提出された提案書の審査と併せて、提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、提案者への質疑等を行った上で契約候補者及び次点の者を選定する。

ア 日時・場所 後日、提案書を提出した応募者に、別途、通知する。

イ 説明時間等 持ち時間 50分

（提案書に基づく説明 40分程度、質疑応答 10分程度とする）

- ウ 説明資料等 PowerPoint 等を用いて説明する場合は、作成した電子データをあらかじめ用意すること。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンは本市で用意したものを使用する。(パソコンについては、提案者の機器使用も可とする。)
- エ その他 出席者は、提案書の説明ができる者、計3名以内とする。

### (3) 提案者の失格事項

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しない者
- ・ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ・ 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった者
- ・ その他本要項の諸条件に違反した者

### (4) 提案等の審査結果発表

- ・ 審査結果については、平成27年6月4日(木)までに提案者に書面で通知する。
- ・ 次点として選定された者及び選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日(ただし、宇都宮市上下水道局の閉庁日を含まない。)以内の各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。なお、その回答は後日、文書により行うものとする。
- ・ 審査結果に対する、異議申し立ては受け付けない。

## 11 契 約

提出された提案書、提案のプレゼンテーション等に基づき審査を行い、契約候補者と随意契約を締結する予定である。

契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。

本市は、契約締結後においても、契約業者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

## 12 その他

この要項は、平成27年4月2日から適用し、選定された者と契約を締結した日の翌日にその効力を失う。